

事務連絡  
平成26年2月10日

熊本県建設産業団体連合会 様

熊本県土木部 土木技術管理課長

賃金等の変動に対する工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の運用について（お知らせ）

このことについて、今般の賃金等の急激な変動に対処するため、国から工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の運用が通知され、土木部においても、国の通知を踏まえ、インフレスライド条項を運用することとしましたのでお知らせします。

現在、国の通知内容を検証し、手続きの方法等を検討しておりますので、決まり次第改めてお知らせします。

なお、増額となる場合は、受注者からの請求によって手続き開始となります。その際、請求書の他に請求時点の出来高を明記した数量総括表や写真等の提出が必要となりますので、別添「受注者用の請求時様式（案）」を確認いただき、請求に向けて準備いただければ、円滑に手続きを行うこととなりますので、よろしく申し上げます。

担当：熊本県土木部土木技術管理課  
技術管理班 森・松本  
TEL096-333-2556(内 6058)

# インフレスライドの運用について

土木技術管理課

平成26年2月から適用される公共工事設計労務単価が平成26年1月に公表され、同2月1日から適用することとなりました。

また、国土交通省において東日本大震災の被災三県（岩手県・宮城県・福島県）のみで運用していたインフレスライドを、全国で運用されることとなり、本県土木部においても同様の取り扱いを行うこととします。

インフレスライドは、急激な価格（賃金水準）の変化に対応するもので、「熊本県公共工事請負契約約款第25条」の規定に基づき、請負代金の変更について適切な対応をお願いします。

## ■インフレスライドの概要

特別な要因で工期内に賃金水準に著しい変動が生じ、請負代金額が不適当となった時に、請負代金額の変更を請求できる制度で、工事請負契約約款第25条6項に規定しています。

### ● 対象とする工事

平成26年1月31日以前に契約となった工事で、基準日から残工期が2ヶ月以上ある工事。  
また、基準日までに変更契約を行っていない場合でも、先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができます。

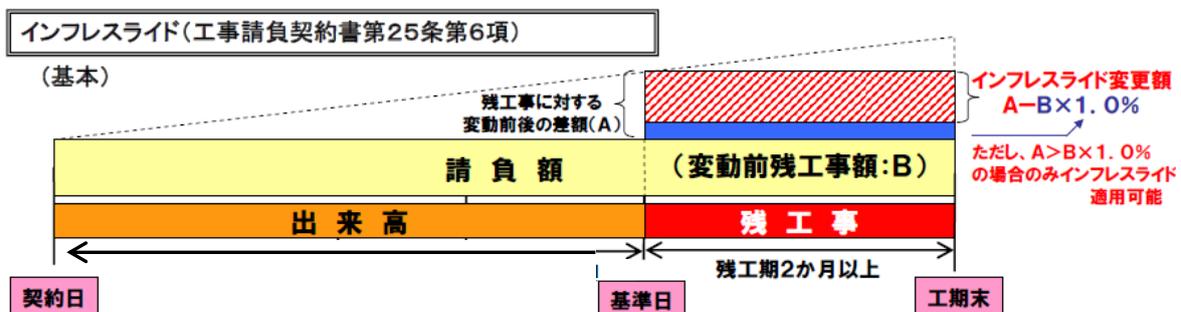
### ● 対象とする工事費

基準日以降の残工事に対する工事費。（基準日までの出来高を除いたものが対象です。）  
該当となる工事費の資材・労務及び諸経費等が対象となります。

### ● 請負代金の変更

対象とする工事費のうち請負代金額の1%を超える額について、請負代金額の変更を行います。

<インフレスライド対象額のイメージ>



## ■ 「全体スライド」・「単品スライド」・「インフレスライド」の比較

共通した考え方としては、価格変動が、

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド(第1～4項)	単品スライド(第5項)	インフレスライド(第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 (比較的大規模な工事)	すべての工事	すべての工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対する措置	特定の資材価格の急激な変化に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	契約締結から12ヶ月経過後の残工事分の資材、労務等及び諸経費	工事の総価に大きな影響を及ぼす資材のみ	賃金水準の変更がなされた日以降の残工事分の資材、労務等及び諸経費
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0%	残工事費の1.0%
再スライド		可能	なし	可能

### (参考資料) 「熊本県公共工事請負契約約款」第25条(スライド条項)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相当する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

全体スライド

単品スライド

インフレスライド

## 受注者用の請求時様式（案）

様式1－1 : (請求文及びインフレスライド額算定根拠<概算>)

様式1－1 添付資料①: (数量総括表<請求日時点の出来高>)

様式1－1 添付資料②: (現場写真<請求日時点の写真>)

その他 : 工事内容や出来高の内容によって、数量計算表や図面、ミルシート等の提出が必要な場合があります。

(案)

(様式1-1)

[受注者からの請求]

平成〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

受注者 〇〇建設(株)  
代表者名

熊本県公共工事請負契約約款第25条第6項に基づく請負代金額の変更について  
(請求)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇工事については、賃金等の変動により、熊本県公共工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 請負代金額 　　¥
2. 工　　期　　平成〇〇年〇〇月〇〇日から  
　　　　　　　平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
3. 希望基準日　平成〇〇年〇〇月〇〇日
4. 施工場所　　　〇〇 地内
5. 変更請求概算額 　¥
6. 概算残工事請負代金額 　¥  
　　概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となる場合があります。

(案)

(様式1-1)

## インフレスライド額 算定根拠 (例)

### 1. 基準日

平成26年〇月〇〇日

### 2. 増額スライド額 (S増)

$$S\text{増} = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)]$$

S増: 増額スライド額

P1: 請負代金額から基準日における出来高部分に相応する請負代金を控除した額

P2: 変動後(基準日)の賃金又は物価を基準として算出したP1の相当する額

$$S\text{増} = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)] \quad (\text{単位: 円})$$

$$P1 = 45,566,878$$

$$P2 = 46,586,782$$

$$S\text{増} = [46,586,782 - 45,566,878 - (45,566,878 \times 1 / 100)]$$

$$= 1,019,904 - 455,669 \text{ (少数点以下切り上げ)}$$

$$= 564,235$$

うち消費税分(8%) 41,795 円 (小数点以下四捨五入)

※S増が0円以下の場合、インフレスライド対象外となります。

### 3. 概算残工事請負代金

$$\text{概算残工事請負代金 (P2)} \quad 46,586,782 \quad \div \quad 46,586,000 \text{ (千円未満切り捨て)}$$

(案)

(様式1-1添付①&lt;数量総括表&gt;)

工事名: 国道〇〇号改良工事

## 数量総括表 (例)

(受注者作成用)

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	設 計 数 量	出 来 高 数 量	摘 要
道路改良					
道路土工					
掘削工					
オープン掘削	土砂	m3	5,500	5500	100%
片切掘削	土砂	"	450	450	100%
路体盛土工					
流用土路体	流用土	m3	3,300	1500	45%
法面整形工					
法面整形(切土部)	土砂	m2	735	735	100%
法面整形(盛土部)	"	"	350	150	43%
擁壁工					
作業土工					
床 掘	土砂	m3	81	0	0%
埋 戻	流用土	"	66	0	0%
プレキャスト擁壁工					
プレキャストL型擁壁	H=1800	m	20.0	0	0%
"	H=2000	"	30.0	0	0%
"	H=2200	"	6.0	0	0%
防護柵基礎工					
ガードレール基礎	BC-20	m	24.0	0	0%
排水構造物					
作業土工					
床 掘	土砂	m3	51	51	100%
"	軟岩 I D	"	90	90	100%
埋 戻	流用土	"	22	22	100%
側溝工					
道路側溝	歩道用 普通 300×300	m	45.0	45	100%
道路側溝蓋	コンクリート蓋 歩道用 300用 L=500	枚	80	80	100%
	グレーチング蓋 T-2 300用 L=1000	"	5	5	100%

※数量総括表の出来高数量の算出根拠となる数量計算表や図面、ミルシート等の提出が必要となる場合があります。

請負者名:

現場代理人:

印

(案)

基準日時点の現場写真（全景）

撮影日：平成26年〇月〇〇日



全景写真



全景写真